(外交防衛委員会)

知 的 所有 権 の 貿易 関 連 の 側 面 に 関 する協定を改正 する議 定 書 の 締結につい て 承 認 を 求 め る の 件

(閣条第一五号)(先議)要旨

こ の 議 定 書は、 二〇〇五年(平成十七年)十二月にジュネー ブで開 催 され た世界貿易機 関 の 般 理 事会に

お l١ て 作 成 され た ものであり、 開 発 途 上国等に おけ る公衆 の 健 康 の 問 題 に 対 処するため、 知 的 所 有 権 の 貿 易

関 連 の 側 面 に 関 す る協 定 以 下 _ 協 定 という。) につい て、 特 許 権 者 以 外 の 者 が、、 エイズ、 結核、 マラリ

こ の ような生産等 を 認め るた め の 条 小件を緩 和 す る 規 定 及 び 附 属 書 を 新 た に 追 加 す る も の で あ る。

ア

等

の

感

染

症

に

関

す

る 医

薬

品

を生

産

ŕ

これ

らの開発

途 上

国

等に

輸出することを可

能とするため、

加

盟国

が

この 議 定 書は、 前文、 本文、 末文及び附属 書 へ 議 定 書 の附 属 書) から成り、 その主な内容は次のとおりで

一、本文

ある。

1 こ の 議 定 書が効力を生ずる時に、協定にこの議定 書の附属書に規定する第三十一条の二及び附属書(協

定の附属書)を加える。

2 こ の 議 定 書 は、 世 界貿 易 機 関 協 定 第 + 条 3 の 規 定に従 ľί 世 界 貿 易機 関 の 加 盟 国 の 三分 の二が 本議定

書 に ょ る 改 正 を 受 諾 し た 時 に 当 該 加 盟 玉 に つ L١ て 効 力 を生じ、 そ の 後 は、 そ の 他 の 各 加 盟 玉 に つ しり

それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、第三十一条の二

輸 出 加 盟 玉 が 特 許 権 者 の 許 諾 を 得 ることな く特 許 権 者以 外 の 者 E 対 し て当 該 特 許 の 対 象 の 使 用 に つ しし て

許 諾 強 制 実 施 許 諾) を 与 えることは、 主 ح ا て 当 該 輸 出 加 盟 玉 の 玉 内 市 場 ^ の 供 給 の た め で あ る 場 合 に

限 る 旨 を 規 定 す る 協定 第三十 条 (f) の 義 務 は 定 の 条 件 に 従 11 医 薬 品 を 生 産 ŕ 及 び そ れ を 輸 入

箵 格 を 有 す る 加 盟 玉 に 輸 出 す る た め に 当 該 輸 出 加 盟 玉 が 与 え る 強 制 実 施 許 諾 に つ L١ て は 適 用 L な ιį

三、協定の附属書

1 協 定 第三十 条 (f に) 規定す る 輸 出 加 盟 玉 の 義 務 を 適 用 L な しし 条件として、 (1) 輸 入す る資格 を 有す る

加

盟 玉 が 貿 易 関 連 知 的 所 有 権 理 事 会に 対 ŕ 関 係 する医薬 品 の 医 薬 分野 にお け る生 産 能 力 が不 + 分 で あ る

か 又 は 生 産 能 力 が な ١J ことを立証したこと等を通告に お ١J て 確 認すること等 の 定 の 条 件 を 満 た すこ

۲ (2) 輸 出 加 盟 国 が 与 える強制 実施許諾が、 輸 入する資格を有す る加 短国 の 二 I ズを満 たす ために 必

す

な 量 の み を 強 制実施許 諾に基づき生産することができること、 貿易関 連 知 的 所 有 権理事会にニー ズを通

告 し た 加 盟 玉 に 対 L 生 産 量 の 全 部 を輸 出すること等の一 定 の条件を 満 |たすこと、及び3輪 輸 出 加 盟 玉 が 強

制 実 施 許 諾 の 付 与を 貿 易 関 連 知 的 所 有 権 理 事 会に 通告することについ て規定する。

2 輸 入する 資 格 を有 す る 加 盟 玉 は 自 玉 の とり 得 る手段 の 範囲内 で、 か う、 自 玉 の 行 政 上の 能 力 及び 貿

易 の 転 換 の 生ず る危 険 度 に応 じ て、 自 玉 の 領 域 に 実 際 に 輸 入 さ れ た 医 薬 品 の 再 輸 出 を 防 止 す る た め の 合

理的な措置をとる。